

新消警第120号
平成9年9月16日

所 属 長 様

消防局長
(担当 警防課警防係)

震災時等の消防水利の配置基準について（通知）

消防水利の配置基準は、消防隊の有効活動範囲と地域の建築物密集度、人口及び気象状況を考慮し、消防活動を行うために必要とする最小限度の水利の基準として「消防水利の 基準」（昭和39年消防庁告示第7号）が定められている。

消防水利のうち、その大部分を占める消火栓については、かねてから震災時には水道管の破断によりその使用が制限されることが予測されたが、先の阪神・淡路大震災においては、その予測を裏付ける結果となり、消火栓の使用は大きく制限され、消火活動に大きな支障が生じた。

しかし、「消防水利の基準」では、消火栓のみに偏することのないように考慮することと規定はされているが、現行においては特に震災時等の断水を想定した配置基準は規定されていないため、震災時における消防水利の配置基準は、各市町村が実態に基づいて、消防長の判断で計画する必要がある。消火栓以外の水利（以下「震災時水利」という。）として防火水槽及び防火井戸等の設置を計画的に推進しなければならない。

当局では、昭和39年6月16日の新潟地震の体験や各地の大震災の教訓から飲料水兼 用耐震性貯水槽をはじめとする防火水槽及び防火井戸等の震災時水利の設置を行っているところであるが、今後一層の整備を行う必要があることから、下記のとおり震災時水利の配置基準を定めるものとする。

記

配置基準

震災時水利は、市街地及び密集地（以下「市街地等」という。）の防火対象物から一の消火栓以外の消防水利に至る距離が、おおむね次の数値となるよう設けるものとする。

なお、震災時水利は、指定消防水利としての基準を満たさないプール、河川等についても工作等により取水が可能なものは含むものとする。

- 1 防火水槽、河川及びプール等からおおむね200メートル以下
- 2 防火井戸からおおむね50メートル以下